

令和2年5月8日

保護者の皆様

福島県立坂下高等学校長

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の延長について
新緑の候、皆様にはますますご清祥のこと存じます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、全国を対象とした緊急事態宣言の期間延長方針及び福島県教育委員会の指示を受け、本校では下記のとおり対応いたします。

感染拡大を防止するうえで非常に重大な局面でありますので、ご家庭におかれましては趣旨ご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業期間について

5月7日(木)から当面の期間。

ただし、生徒の生活状況と健康状態の確認と学習指導のための登校日を次のとおり設定する。

1学年 5月 8日(金)・18日(月)

2学年 5月11日(月)・19日(火)

3学年 5月12日(火)・22日(金)

※上記以降の登校日については改めて連絡する。

2 休業期間中の生活について

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止を念頭に置き、不要不急の外出は控え、基本的に自宅で過ごすこと。

(2) 咳エチケットやうがい・手洗い等、日常的に感染対策を徹底すること。

(3) 免疫力を高めるためにも、栄養バランスのよい食事、十分な睡眠、規則正しい生活を送ること。

(4) 室内の換気や身の回りの清掃など、快適な生活環境を保つこと。

(5) 健康保持の観点から、「密閉」「密集」「密接」の状況を避けつつ、適度な運動をするよう心がけること。

(6) 毎日検温し、自分自身の健康状態の確認をすること。次のような症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し、指示に従うこと。

・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)

・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

※基礎疾患がある者が上記の状態が2日続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し、指示に従う。

帰国者・接触者相談センター TEL. 0120-567-747

(7) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、速やかに学校に連絡すること。

(8) 各種事故の未然防止に努め、不用意な情報の送受信に関わらないよう注意すること。

3 休業期間中の学習について

(1) 各教科・科目の担当者からの課題や指示に従って計画的に学習に取り組むこと。

(2) 進路希望実現など各自の明確な目標を持ち、規則正しい生活を送ること。

4 部活動・校内行事について

(1) 部活動は中止する。

(2) 臨時休業期間中に予定されていた校内行事は、日を改めての実施や中止等について今後検討する。

5 その他

(1) 臨時休業期間中の登校日及び生活や学習について重ねて生徒に指示をする場合は、個別または一斉の連絡により知らせることとする。

(2) 臨時休業中の生活や今後のことについて不安や心理的ストレスを感じる場合は、学校に相談すること。県が開設している「ふくしま24時間子どもSOS」「ダイヤルSOS」「ふくしま子どもLINE相談」を活用して相談してもよい。

○ふくしま24時間子どもSOS TEL. 0120-916-024(24時間受付)

○ダイヤルSOS TEL. 0120-453-141(福島県教育センター 受付時間:月~金 10:00~17:00)

○ふくしま子どもLINE相談 4月17日に学校より配布されたプリント参照